

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月10日

【四半期会計期間】 第64期第1四半期(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

【会社名】 株式会社タダノ

【英訳名】 TADANO LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 多田野 宏一

【本店の所在の場所】 香川県高松市新田町甲34番地

【電話番号】 高松 (087)839 - 5555 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員企画管理部長 北村 明彦

【最寄りの連絡場所】 東京都墨田区亀沢2丁目4番12号

【電話番号】 東京 (03)3621 - 7777 (代表)

【事務連絡者氏名】 営業管理部長 吉田 耕三

【縦覧に供する場所】 株式会社タダノ東京事務所
(東京都墨田区亀沢2丁目4番12号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第63期 第1四半期 連結累計期間		第64期 第1四半期 連結累計期間		第63期	
	自 至	平成22年4月1日 平成22年6月30日	自 至	平成23年4月1日 平成23年6月30日	自 至	平成22年4月1日 平成23年3月31日
売上高 (百万円)		16,521		19,594		89,807
経常損失 () (百万円)		1,528		222		3,886
四半期(当期)純損失 () (百万円)		995		124		6,722
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)		2,011		606		8,553
純資産額 (百万円)		82,213		75,818		75,594
総資産額 (百万円)		155,247		151,500		146,165
1株当たり四半期(当期)純損失金額 () (円)		7.83		0.98		52.90
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)						
自己資本比率 (%)		52.5		49.6		51.3

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第63期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。
- 4 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるものの、サプライチェーンの立て直しにより生産や輸出に回復の動きが見られ、設備投資も下げ止まりつつあります。

私どもの業界は、建設用クレーンにおいて、国内では、部品調達難から同業各社の生産が滞り供給不足に陥ったため、老朽化に伴う買い替え需要を満たせませんでした。海外では、欧州需要は底ばいながらも、エネルギーや資源関連を中心に北米・中南米・中東等各地域で需要は増加しました。

当社グループへの東日本大震災の影響としましては、部品調達難から志度工場で一時的ライン停止を余儀なくされ、建設用クレーンの販売に支障が生じ、また国内トラックメーカー各社の生産の落ち込みによりトラックの入荷が遅れたため、車両搭載型クレーンの販売や高所作業車の生産にも支障が生じました。なお、本年6月末では、部品調達難はほぼ解消し、トラック入荷遅れも解消しつつあります。このため、第2四半期以降に、第1四半期の生産や販売の遅れを取り戻すべく、グループの総力を挙げて、取り組んで参ります。

国内売上高は、建設用クレーンの売上が減少しましたが、高所作業車の売上が増加し、90億2千4百万円(前年同期比102.0%)となり、海外売上高は、需要の回復に伴い、円高下の競争激化にかかわらず増加し、105億6千9百万円(前年同期比137.8%)となりました。この結果、総売上高は、195億9千4百万円(前年同期比118.6%)となりました。なお、海外売上高比率は、53.9%となりました。

経常損益につきましては、売上増加にともなう粗利増加や原価の低減に加えて、総人件費圧縮と諸経費削減を継続しましたが、円高にともなう為替差損9千7百万円もあって、2億2千2百万円の損失(前年同期15億2千8百万円の損失)となりました。四半期純損益につきましては、1億2千4百万円の損失(前年同期9億9千5百万円の損失)となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

日本

日本では、東日本大震災の影響を背景とした供給不足により建設用クレーンの売上は減少しましたが、高所作業車の国内売上は増加し、売上高は149億6千4百万円（前年同期比105.0%）となり、営業損益は4億5千3百万円の損失（前年同期11億7千3百万円の損失）となりました。

欧州

欧州では、建設用クレーンの売上減少により、売上高は29億9千万円（前年同期比77.1%）となり、営業損益は1億4千3百万円の損失（前年同期1億4千万円の損失）となりました。

米州

米州では、建設用クレーンの大幅な売上増加により、売上高は36億8千7百万円（前年同期比224.0%）となり、営業損益は1億3千2百万円の利益（前年同期1億5千2百万円の損失）となりました。

その他

その他地域では、建設用クレーンの売上増加により、売上高は21億7千5百万円（前年同期比310.6%）となり、営業損益は2億1千1百万円の利益（前年同期3千2百万円の利益）となりました。

主要品目別の業績を示すと、次のとおりであります。

建設用クレーン

国内売上につきましては、東日本大震災の影響を背景とした供給不足により、23億3千8百万円（前年同期比82.0%）となりました。

海外売上につきましては、円高や欧州の需要低迷にかかわらず、北米・中南米・中東等各地域の需要回復を背景に大幅に増加し、80億8千万円（前年同期比148.6%）となりました。

この結果、建設用クレーンの売上高は、104億1千8百万円（前年同期比125.7%）となりました。

車両搭載型クレーン

国内売上につきましては、東日本大震災の影響を背景としたトラックの入荷遅れにより、14億1千8百万円（前年同期比94.7%）となりました。

海外売上につきましては、3億6千1百万円（前年同期1億4千2百万円）となりました。

この結果、車両搭載型クレーンの売上高は、17億7千9百万円（前年同期比108.5%）となりました。

高所作業車

需要回復が顕著なレンタル業界向け販売に注力した結果、シェアをアップすることができ、主には国内向けの高所作業車の売上高は、18億1千1百万円（前年同期比148.7%）となりました。

その他

部品、修理、中古車等のその他の売上高は、55億8千4百万円（前年同期比103.9%）となりました。

(2) 財政状態についての分析

(資産)

総資産は、前連結会計年度末に比べ53億3千5百万円増の1,515億円となりました。主な要因は、受取手形及び売掛金が50億7千7百万円減少したものの、現金及び預金の増加30億6千9百万円や東日本大震災の影響等によりたな卸資産が74億2千2百万円増加したことによるものです。

(負債)

負債は、前連結会計年度末に比べ51億1千万円増の756億8千2百万円となりました。主な要因は、支払手形及び買掛金が51億6千3百万円増加したことによるものです。

(純資産)

純資産は、四半期純損失の計上による利益剰余金の減少やその他有価証券評価差額金の減少があったものの、為替換算調整勘定の増加により純資産の合計は、前連結会計年度末に比べ2億2千4百万円増加の758億1千8百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

基本方針の内容の概要

当社は、当社の経営方針であります企業価値の最大化に向けて事業活動を推進するにあたっては、当社グループの事業活動に関する幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客・取引先及び従業員等の全てのステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解があつてこそ、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の最大化に向けた経営を行うことが可能であると考えております。

従って、これらに関する十分な理解なしに当社株式の大規模買付行為等がなされる場合には、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることにならないものと考えております。

しかし、大規模な買付行為等の中には、買収目的等からみて、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に対し明白な侵害をもたらすもの、あるいは当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることにならないものも存在する可能性があります。

当社は、このような企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることにならない大規模な買付行為等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えております。

基本方針の実現に資する取組みの概要

当社グループは、市場構造の変化に適応した企業、市場変動に耐え得る企業を目指し、平成23年度（11年度）より『中期経営計画（11-13）』を策定し、以下の7つの戦略（3 + 2 + 2）に取り組んでおります。

事業戦略（戦略市場の攻略、環境対応製品の開発、超大型LE製品の開発）

競争力強化（コスト競争力の強化、品質とサービスの強化）

基盤強化（ものづくり力の強化、組織と人材のグローバル化）

当社は、経営の透明性・健全性・効率性を確保するための経営の重要課題の一つとしてコーポレート・ガバナンスを位置付けております。

当社では、執行役員制度を導入し、少数の取締役によって、グループ全体の視点に立った迅速な意思決定を行い、取締役相互の監視と執行役員の業務執行の監督を行っております。

監査役は、重要な会議に出席すると共に、代表取締役社長及び会計監査人と各々定期的に意見交換会を開催しております。

さらに、企業としての社会的責任を果たすため、CSR委員会（委員長：代表取締役社長）を設置し、その課題解決推進組織となる「リスク委員会」「コンプライアンス委員会」「環境委員会」「製品安全委員会」「人材育成委員会」「安全衛生委員会」を通じ、経営の透明性と健全性を継続的に高め、業務リスクの軽減と業務品質向上を図る取組みを行っております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成23年5月19日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為等に関する対応方針の一部変更及び継続につき、同年6月24日開催の第63回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）で承認されることを条件として取締役全員の賛成により決定し、本定時株主総会において承認可決されました（当該変更後の対応方針を以下「本対応方針」といいます。）。

これにより、本対応方針の有効期間は、平成26年6月開催予定の第66回定時株主総会の終結の時までの3年間となっております。

当社株式の大規模買付行為等が行われる場合、大規模買付者に対して、当該大規模買付行為等に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、当社株式の大規模買付行為等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。

そして、大規模買付者がこの大規模買付ルールを遵守しない場合、或いは遵守した場合でも、大規模買付行為等が当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであるときや、企業価値・株主の皆様との共同の利益を著しく損なうときには、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会として一定の対抗措置を講じる方針です。

大規模買付行為等に対する対抗措置としては、大規模買付者による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当てその他法令又は当社の定款において当社取締役会の権限として認められているものの中から、その時々状況に応じて、適切なものを選択するものとします。

上記の各取組みに関する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

a. 基本方針の実現に資する取組み(上記の取組み)について

上記に記載した諸施策は、当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益を確保し、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものであります。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

b. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み(上記の取組み)について

(a) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本対応方針は、上記に記載のとおり、大規模買付行為等が行われた際に、当該大規模買付行為等が不適切な買付行為等でないかどうかを株主の皆様及び当社取締役会が判断するために必要な情報及びその内容の評価・検討等に必要な期間を確保し、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、企業価値・株主の皆様との共同の利益を確保し、向上させるための枠組みであり、基本方針に沿うものであります。

(b) 当該取組みが当社の株主の皆様との共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本対応方針は当社株主の皆様との共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。また、本対応方針は、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。

2) 株主意思を重視するものであること

本対応方針に関する株主の皆様のご意思を確認させていただくため、本対応方針の継続の可否について、本定時株主総会において株主の皆様にご意見を伺い、議案としてお諮りし承認可決されました。なお、本対応方針の有効期間は、本定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会（平成26年6月開催予定の定時株主総会）の終結の時までの3年間となっております。

加えて、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において本対応方針を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で変更又は廃止されることになり、株主の皆様の意向が反映されるものとなっております。

3) 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、本対応方針の導入に当たり、大規模買付ルールを遵守して一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性、公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重するものといたします。

独立委員会は、社外取締役、社外監査役又は社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は取締役、執行役若しくは監査役として経験のある社外者等をいいます。）の中から、当社取締役会が選任する3名以上の委員から構成されます。

実際に大規模買付行為等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該大規模買付行為等が当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められるか否かを検討し、当該大規模買付行為等に対して対抗措置を発動すべきか否かについて、取締役会に勧告します。当社取締役会は、その勧告を最大限尊重して対抗措置を発動するか否かを決定します。独立委員会の勧告の概要及び判断の理由等については適時に株主の皆様にご公表いたします。

このように、独立性の高い独立委員会により、当社取締役会が恣意的に対抗措置の発動を行うことのないよう厳しく監視することによって、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に資するよう本対応方針の運用が行われる仕組みが確保されております。

4) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件を設定していること

本対応方針においては、大規模買付行為等に対する対抗措置は合理的かつ客観的な要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

5) 第三者専門家の意見を取得すること

大規模買付者による大規模買付行為等が行われた場合、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができます。これにより、独立委員会の勧告を最大限尊重してなされる当社取締役会の判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

6) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本対応方針は、有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会における本対応方針を変更又は廃止する旨の決議により、いつでも変更又は廃止することができるものとされております。従って、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。なお、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は808百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	129,500,355	129,500,355	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株であります。
計	129,500,355	129,500,355		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日		129,500		13,021		16,913

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株 2,496,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 125,539,000	125,539	
単元未満株式	普通株式 1,465,355		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	129,500,355		
総株主の議決権		125,539	

(注) 「単元未満株式」欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が200株及び当社所有の自己株式283株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社タダノ	香川県高松市新田町 甲34番地	2,496,000		2,496,000	1.93
計		2,496,000		2,496,000	1.93

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	30,378	33,447
受取手形及び売掛金	2 30,498	2 25,421
商品及び製品	14,221	16,665
仕掛品	10,526	14,210
原材料及び貯蔵品	6,023	7,318
繰延税金資産	1,912	1,583
短期貸付金	1,487	1,417
その他	2,266	2,469
貸倒引当金	665	660
流動資産合計	96,648	101,872
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	10,210	10,014
機械装置及び運搬具(純額)	3,311	3,157
土地	19,754	19,783
リース資産(純額)	307	327
建設仮勘定	13	37
その他(純額)	966	981
有形固定資産合計	34,565	34,301
無形固定資産	827	812
投資その他の資産		
投資有価証券	5,612	5,302
繰延税金資産	5,998	6,738
その他	3,110	3,070
貸倒引当金	597	597
投資その他の資産合計	14,124	14,514
固定資産合計	49,516	49,628
資産合計	146,165	151,500

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	14,425	19,588
短期借入金	7,930	9,052
リース債務	165	163
未払法人税等	318	213
引当金	878	895
未払金	2,747	2,674
割賦利益繰延	631	547
その他	2,978	2,590
流動負債合計	30,076	35,725
固定負債		
社債	20,000	20,000
長期借入金	11,789	11,190
リース債務	304	316
繰延税金負債	219	191
再評価に係る繰延税金負債	2,804	2,804
退職給付引当金	4,880	4,959
負ののれん	1	0
その他	496	494
固定負債合計	40,495	39,956
負債合計	70,571	75,682
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,021	13,021
資本剰余金	16,848	16,848
利益剰余金	52,692	52,187
自己株式	2,205	2,207
株主資本合計	80,357	79,850
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	558	371
土地再評価差額金	56	56
為替換算調整勘定	5,853	4,966
その他の包括利益累計額合計	5,351	4,652
少数株主持分	587	619
純資産合計	75,594	75,818
負債純資産合計	146,165	151,500

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	16,521	19,594
売上原価	13,210	15,343
割賦販売利益繰延前売上総利益	3,311	4,251
割賦販売未実現利益戻入額	103	85
割賦販売未実現利益繰入額	-	1
売上総利益	3,414	4,335
販売費及び一般管理費		
荷造運搬費	477	476
広告宣伝費	29	23
製品保証引当金繰入額	92	115
貸倒引当金繰入額	4	-
人件費	1,894	1,734
退職給付費用	145	129
旅費及び交通費	169	160
減価償却費	177	171
のれん償却額	36	-
研究開発費	848	808
その他	889	833
販売費及び一般管理費合計	4,766	4,453
営業損失()	1,351	117
営業外収益		
受取利息	20	18
割賦販売受取利息	58	41
受取配当金	62	64
負ののれん償却額	3	0
助成金収入	49	-
その他	34	61
営業外収益合計	229	187
営業外費用		
支払利息	178	162
為替差損	210	97
その他	17	31
営業外費用合計	406	291
経常損失()	1,528	222
特別利益		
固定資産売却益	0	17
貸倒引当金戻入額	20	-
債務保証損失引当金戻入額	0	-
特別利益合計	21	17

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
特別損失		
固定資産除売却損	0	0
特別損失合計	0	0
税金等調整前四半期純損失()	1,507	205
法人税、住民税及び事業税	135	183
法人税等調整額	642	276
法人税等合計	507	93
少数株主損益調整前四半期純損失()	1,000	111
少数株主利益又は少数株主損失()	5	12
四半期純損失()	995	124

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	1,000	111
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	464	187
為替換算調整勘定	546	906
その他の包括利益合計	1,011	718
四半期包括利益	2,011	606
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,010	574
少数株主に係る四半期包括利益	1	32

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第1四半期連結累計期間において連結の範囲の重要な変更はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間
(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)	
1 保証債務		1 保証債務	
当社顧客の提携リース会社等よりのファイナンスに対する保証		当社顧客の提携リース会社等よりのファイナンスに対する保証	
(株)喜多重機興業	610百万円	(株)喜多重機興業	567百万円
(株)吉村	352 "	(株)小川建機	332 "
(株)小川建機	351 "	(株)吉村	324 "
その他266社	5,335 "	その他259社	5,401 "
合計	6,649百万円	合計	6,625百万円
2 受取手形裏書譲渡高	3,096百万円	2 受取手形裏書譲渡高	2,674百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	
減価償却費	661百万円	減価償却費	574百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	381	3.00	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	381	3.00	平成23年3月31日	平成23年6月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	日本	欧州	米州	計				
売上高								
外部顧客への売上高	11,249	3,045	1,531	15,826	695	16,521	-	16,521
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,998	834	114	3,948	5	3,953	3,953	-
計	14,248	3,880	1,646	19,774	700	20,475	3,953	16,521
セグメント利益又は損失 ()	1,173	140	152	1,466	32	1,434	82	1,351

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、アジア及びオセアニア等の現地法人の事業活動を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失の調整額には、セグメント間未実現利益調整額82百万円が含まれております。

3 セグメント利益又は損失は四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	日本	欧州	米州	計				
売上高								
外部顧客への売上高	11,629	2,181	3,623	17,434	2,160	19,594	-	19,594
セグメント間の内部売上高 又は振替高	3,334	809	64	4,208	15	4,224	4,224	-
計	14,964	2,990	3,687	21,642	2,175	23,818	4,224	19,594
セグメント利益又は損失 ()	453	143	132	464	211	253	135	117

- (注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、アジア及びオセアニア等の現地法人の事業活動を含んでおります。
2 セグメント利益又は損失の調整額には、セグメント間未実現利益調整額135百万円が含まれております。
3 セグメント利益又は損失は四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額()	7円83銭	0円98銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額()(百万円)	995	124
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純損失金額()(百万円)	995	124
普通株式の期中平均株式数(千株)	127,099	127,001

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月 8日

株式会社タダノ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員業
務執行社員

公認会計士 北 田 隆 印

指定有限責任社員業
務執行社員

公認会計士 久 保 誉 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社タダノの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タダノ及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。